

さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱に関する取扱要領

制 定 平成25年3月26日 子保幼第2323号（子ども未来局長決裁）

改 正 平成27年3月26日 子保幼第2824号（子ども未来局長決裁）

改 正 平成27年10月1日 子幼の第0363号（子ども未来局長決裁）

第1 目的

この要領は、さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱（平成25年3月26日制定。以下「要綱」という。）の運用に当たって、必要な事項の詳細を定め、もって保育所設置認可等の適正な事務の取扱いを図ることを目的とする。

第2 要綱の具体的な取扱い方針

1 駅前型保育所等

市長が特に保育所の整備を推進すべきと認める地域にある鉄道の駅とは、大宮駅、さいたま新都心駅、与野駅、北浦和駅、浦和駅、南浦和駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、中浦和駅、武蔵浦和駅、東大宮駅、土呂駅、宮原駅及び日進駅をいう。

近隣商業地域、商業地域に指定されている地域のうち別に定める地域とは、大宮区、浦和区、南区において近隣商業地域、商業地域に指定されている地域をいう。

2 設置経営主体

施設の存立の基礎が不安定であることから、設置経営主体が個人であることは認めないこと。

3 定員

(1) 児童の年齢

児童の年齢は、児童福祉法第24条第1項本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日における満年齢をいい、その年度中は変更しないこと。

(2) 年齢別受入児童数

定員が60人未満の施設を除き、定員のおおむね3割以上は、3歳未満の児童を入所させること。

4 構造及び設備

(1) 乳児室・ほふく室

0歳児及び1歳児は、2歳以上の児童と発育・発達の程度及び生活リズムが異なるため、保育室とは別の区画とし、天井までの壁等で仕切られた独立の室とすることが望ましいものとする。また、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合

は、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、安全の確保に留意すること。

(2) 調乳室・沐浴室

調乳室は独立の室が望ましいが、乳児室・ほふく室の内部を区画することでも可とする。また、沐浴室は0歳児、1歳児用の便所又は乳児室・ほふく室の内部を区画することでも可とする。

(3) 保育室

各室の区画は、可動式の間仕切りでも可とする。また、感染症予防のため、便所の手洗い設備とは別に児童の手洗い設備を設けること。

(4) 避難上有効な通路

避難上有効な通路は、避難階の玄関等に通ずる廊下、避難設備に通ずるバルコニー及び道路に通ずる敷地内通路とすること。

(5) 避難上有効な出口

避難上有効な出口は、避難上有効な通路への出入り口及び有効に避難できる掃き出し窓とすること。

(6) 便所

0歳児、1歳児用の便所には汚物処理設備を設けること。また、2歳以上の児童用の便所の便器の数の目安は、児童15人当たり1据とし、原則として、便器の間には仕切りを設けること。

(7) 調理室

保存食を-20度以下で2週間以上保存できる設備を備えること。また、除去食のため、複数の調理設備を備えること。

(8) 調理室前室

衛生管理の観点から、調理員が直接に非汚染作業区域である調理室に入ることのないようにするため、調理室の入り口に当たる場所に設けること。なお、前室には調理員用の便所と手洗設備を設置すること。

(9) 食品保管庫

衛生管理の観点から、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするため、原材料の保管を行う場合には、調理室及び前室とは別に設けること。

(10) 下処理室

衛生管理の観点から、原材料の汚染を非汚染作業区域である調理室に持ち込まないようにするため、原材料の納入に際して、原材料の下処理を必要とする場合は、調理室とは別に設けること。ただし、雨よけや流し等必要な設備を備えれば、屋外

等で下処理を行うことも可とする。

(11) 食材の搬入口及び検収場所

食材の搬入口及び検収場所は、原則として専用の出入り口を設けること。なお、下処理室が検収場所を兼ねることも可とする。

(12) 屋外遊戯場

保育所付近にある公園、広場、寺社境内を屋外遊戯場に代えて使用しようとする場合、当該公園、広場、寺社境内には、活動する上で危険な場所がなく、また、移動に際しては、複数の者が引率をするとともに、明らかに危険な場所を経由することなく到達できること。

(13) 収納スペース

午睡用ふとん、遊具、保育用備品等を収納するための、十分な収納場所を確保すること。

5 職員

(1) 施設長

施設長は、1日6時間以上かつ月20日以上専ら施設の運営管理業務に従事することを基本とし、他の施設の職員・施設長との兼務は、無給であっても認めないこととする。

6 社会福祉法人等以外の法人による設置認可

(1) 審査の基準

認可保育所、市認定保育施設（ナーサリールーム、家庭保育室）及び他市町村の地方単独保育施策による保育施設の運営実績が2年間以上あり、自治体等による指導監査の指摘事項に対して適切に対応しているなど、保育所運営に優良な実績がある法人であること。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。